

平成 29 年 12 月 25 日

小金井市長
西 岡 真 一 郎 様

小金井市下水道使用料審議会
会長 浦 谷 規

小金井市下水道使用料審議会 答申書

小金井市の下水道は合流式、分流式下水道の両方で整備されており、昭和 44 年事業着手後、18 年の歳月をかけ整備を進め、昭和 62 年 4 月に市全域で水洗化が可能となりました。

本市下水道事業は、早期に下水道整備が完了したことと、過年度建設事業費の起債額の償還が順調に減少していることから、下水道使用料で回収すべき経費は回収できている状況です。

しかし、今後は下水道施設の老朽化に伴う更生事業の増加による資本費の増加や、汚水量の減少に伴う使用料収入の減少により、将来は経費回収率が低下していくことが考えられます。

また、使用者や世代間の公平性を勘案した使用料の適正な見直しが求められており、持続可能な経営が求められています。

そこで、平成 28 年 11 月 22 日に市長から「小金井市下水道使用料の改定について」諮問を受け、下水道使用料の改定及び公共下水道事業の経営の在り方について協議するための場として、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

小金井市公共下水道事業における
下水道使用料の改定について

答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日

小金井市下水道使用料審議会

1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業では、国からの補助金と市債は、建設財源のみに充当が可能となっている。

また、汚水処理費（汚水処理に関わる維持管理費と公債費）には下水道使用料を、雨水処理費（雨水に関わる維持管理費と公債費）には一般会計繰入金を充当するのが原則となっている。

これは総務省通知による「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」を根拠としており、「汚水・私費 雨水・公費」が原則となっている。

また、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされている。

2. 小金井市公共下水道事業の経営状況

小金井市の汚水処理単価と使用料単価については、ともに類似団体と比較すると、比較的安く、また、使用料収入で、汚水処理費を賄っている状況にある。

これは、整備が早期に完了し、起債償還が既にピークを過ぎていることが要因として挙げられる。

しかしながら、今後は老朽化した管渠（きょ）施設の更生事業の本格化や、既存下水道施設の耐震化に伴い、事業費の増大が懸念されるとともに、近年の厳しい財政事情等を考慮すると、これまでのような一般会計繰入も保証されていない。

小金井市では平成 27 年度から公共下水道事業基金を設立し、計画的に財源の確保を図られているところではあるが、現行の使用料体系を継続した場合は、約 10 年後には、下水道事業運営のための財源が不足することが懸念される。

そのため、安定した財源を確保し、下水道事業運営の健全化を図ることを目的に、使用料の改定を行うべきと考える。

使用料改定にあたっては、下水道使用料の状況を東京都 23 区や周辺市と比較分析できるように使用料体系を変更することが有効と考えられ、また、改定率については、利用者への急激な負担増や世代間の不公平を避けるため、平滑的な改定とすべきである。

3. 下水道使用料体系について

近年の小金井市公共下水道事業の経営状況は比較的良好ではあるものの、現行の下水道使用料を継続した場合は、将来的に財源が不足することが懸念される。

長期的な財政シミュレーションの結果、人口減少に伴う使用水量の減少により、使用料収入が減少することが見込まれることから、世代間の公平性及び、改定率の平滑化を考慮すると、比較的早い時期に使用料改定を実施することが適切と考えられる。

また、現在下水道課で実施している下水道資産の調査結果を踏まえたうえで下水道使用料の改定の必要性を検討することが望ましいと考えられる。

下水道使用料を東京都 23 区や周辺市と比較分析を行っていくうえでは、下水道使用料体系を東京都 23 区などと整合させることが有効と考えられることから、料率の改定の準備段階として、早期に使用料体系を変更する必要があると考えられる。

本市の現行使用料体系は、基本使用料制度、従量制度及び累進制度を併せた使用料体系を採用しており、用途用排水区分としては「一般汚水」及び「公衆浴場汚水」、「井戸汚水」に分類しており、以下のように変更する。

(1) 基本水量

現行使用料体系では、「基本水量 10m^3 / 月 基本使用料 350 円」としているが、本市の水道使用実態及び、東京都 23 区や周辺市との整合性、節水努力による利用者へのインセンティブを考慮し、基本水量を 8m^3 / 月に切り下げる。

(2) 従量区分

従量区分については、小金井市の下水道使用者は一般家庭が主体となっており、一般家庭の多くは 30m^3 / 月以下の使用水量となっていることから、現行の 21m^3 / 月～ 50m^3 / 月の水量区分を、 21m^3 / 月～ 30m^3 / 月、 31m^3 / 月～ 50m^3 / 月の区分に見直す。また、 21m^3 / 月～ 30m^3 / 月の区分の料率は現行と同様に 1 立方メートル当たり 105 円とし、新たに設ける 31m^3 / 月～ 50m^3 / 月の区分の料率は、1 立方メートル当たり 120 円とする。

なお、 51m^3 / 月以上の従量区分については現行通りとする。

(3) 従量区分改定時期

改定は、住民への周知期間、各種手続きの変更に要する期間をふまえ、平成 31 年 4 月から実施することが適当である。

■下水道使用料の額（税抜）

種別	旧		新	
	区分	料率	区分	料率
一般汚水(公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	10 立方メートル以下の分	基本使用料 350 円	8 立方メートル以下の分	基本使用料 350 円
	11 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 70 円	9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 70 円
	21 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 105 円	21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 105 円
			31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 120 円
	51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 135 円	51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 135 円
	101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 170 円	101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 170 円
	201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 210 円	201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 210 円
	501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 250 円	501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 250 円
1,001 立方メートル以上の分	1 立方メートル当たり 290 円	1,001 立方メートル以上の分	1 立方メートル当たり 290 円	
公衆浴場汚水(温泉、むしぶろその他の特殊浴場を除く。)		1 立方メートル当たり 13 円		1 立方メートル当たり 13 円
井戸汚水(家事用)	1 世帯当たり	700 円	1 世帯当たり	700 円

4. 附帯意見

(1) 老朽化施設の増加に伴う更生費用の増加が見込まれるため、使用料の料率の改定が望まれる。一方、現在下水道課で準備を進めている地方公営企業法の適用により、固定資産の状況把握が可能となる。そのため、料率の改定の準備段階として、できるだけ早期に周辺都市との比較がしやすいよう従量区分の変更を行うものである。

なお、料率の改定を検討する場合は、下記事項に配慮していただきたい。

ア. 使用料の料率の改定については、生活弱者や高齢者世帯、子育て家庭等への配慮をしつつ、利用者間で負担増の偏りが生じないように、要望するものである。

イ. 使用料の減免制度は、生活弱者の支えになるものである。一方、高齢化が進む中、比較的資産を保有する世帯については、同じ減免が適用されるべきかどうか検討する余地があるものとする。負担の公平性について検証していただきたい。

(2) 老朽化施設の増加に伴う更生費用の増加の他に、人口減少に伴う使用料収入の減少、不安定な世界情勢、消費増税の影響、下水道事業の地方公営企業法の適用など、下水道事業の経営に影響を与える要因は多岐にわたり、且つ、急激な変動が生じることも考えられることから、定期的に審議する場を設け、継続的に下水道事業の在り方を検証していただきたい。